

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）による改正後のもの）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）		1
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）		2

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）による改正後のもの）

（学資金の貸与）

第九十八条 防衛大臣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校に在学する学生又は生徒で、政令で定める学術を現に専攻し、又は専攻しようとする者であつて、学士、修士若しくは博士の学位（同法第百四条に規定する学位をいう。）又はこれらに相当するものとして政令で定めるものを取得し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

2～4 （略）

5 前四項に定めるもののほか、学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（貸与の廃止）

第二百十條の九 防衛大臣は、貸費学生が次の各号の一に該当する場合には、それぞれその該当するに至つた日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。

一 （略）

二 学業成績が著しく不良となつたとき。

三・四 （略）

五 その他隊員となる適格性を欠くと認められるとき。

（学資金の返還）

第二百十條の十 （略）

2 （略）

3 前二項の規定による学資金の返還は、月賦又は半年賦による。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4～6 （略）

（返還免除）

第二百十條の十一 防衛大臣は、貸費学生であつた者の大学の正規の課程を終了した後引き続き隊員であつた期間（以下本条中「在職期間」という。）が四年をこえる場合において次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

一 （略）

二 在職期間が貸与期間の一・五倍に達しない場合 在職期間を貸与期間の一・五倍に相当する数で除して得た数値をその学資金の全額に乗じて得た額

2 (略)

3 防衛大臣は、貸費学生又は貸費学生であつた者が次の各号の一に該当する理由により学資金の返還ができなくなつた場合においてまだ返還していない金額があるときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。

一 死亡した場合 まだ返還していない金額の全額に相当する額

二 心身障害の状態となつた場合 防衛大臣の定める心身障害の程度区分に応じて、まだ返還していない金額の全額又は四分の三に相当する額

4 第一項に規定する在職期間は、隊員となつた日の属する月から隊員でなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとし、隊員が停職又は休職にされた期間があるときは、当該期間の属する月の数を控除するものとする。

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) (抄)

第百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

②④ (略)